

「事業所から出るごみ」の処理について

ごみの適正処理・減量化・資源化をお願いします！

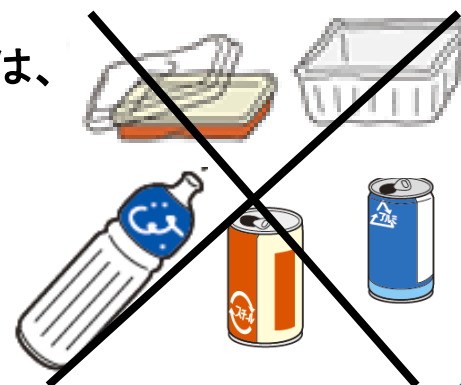


市内の「ごみ集積所」は、一般の家庭から出るごみを集めるところで、従業員が飲食して事業所内に捨てた「ペットボトル」

「お弁当の空容器」「ジュースの缶」などは、

ごみ集積所には出せないよ！

詳しくは、下を読んでね。



◆「事業所」とは・・・

店舗、会社、事務所、工場など営利を目的とするばかりでなく、病院、学校、社会福祉施設などをいいます。

◆「事業系ごみ」とは・・・

事業活動に伴って発生する廃棄物（ごみ）のことで、事業を行う場所の種類や、業種、規模、ごみが発生する理由や過程にかかわらず、事業を行う上で発生するごみを総称して「事業系ごみ」と呼んでいます。

ごみ集積所に出せません

市内に点在している「ごみ集積所」は一般家庭から出されるごみ（家庭系ごみ）や資源物を収集するために設けられたものです。この「ごみ集積所」に事業系ごみを出すことは禁止されています。事業系ごみを一般のごみ集積所に出す行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により不法投棄に該当し処罰されることがあります。

注意が必要な品目

従業員がお昼に食べて事業所内に捨てた「お弁当の空容器」、「食べ残し・茶がら」、「ジュースの缶」、「お菓子の袋」、「新聞・雑誌」、「タバコの吸殻」なども、ごみ集積所に出せないものです。

◆「事業者の責務」について

事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物について、法律等で自己処理責任が定められています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第3条）

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（第4条第1項）

事業者は、事業活動を行うに当たり、廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（第4条第2項）

事業者は、廃棄物の減量等に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

裏面もぜひ読んでね！



廃棄物（ごみ）

事業活動に伴って発生

家庭から発生

家庭系ごみ

事業系ごみ

分別

分別

産業廃棄物

事業系ごみのうち、あらゆる事業活動に伴う、廃プラスチックや金属くず等の12種類、特定の事業活動に伴う、動植物性残さや木くず等の7種類、その他1種類で、合計20種類。代表的なものを下記に例示します。

廃プラスチック類

ペットボトル・ビニール袋・発砲スチロール・フィルム類・トレイ類・合成繊維の作業着・その他プラスチック類全般

※従業員から出た飲料用のペットボトルや弁当やカップめんなどのプラスチック製容器包装も産業廃棄物です。汚れが付着していても、一般廃棄物ではなく、産業廃棄物です。

金属くず

缶・刃物類・金具類など ※従業員から出た飲料用缶なども含みます。

金属くずと、陶器くず・ガラスの混合物

蛍光灯・電球など ※水銀使用のものは取扱いに注意。

陶器くず・ガラス

ビン・ガラス類・茶碗等の陶器類など

※従業員から出た飲料用ビンなども含みます。

廃油

食用油・潤滑油など

大型ごみ

金属・プラスチック・ガラスの素材でできた事務机・椅子・ロッカーや、家電製品など。

あらゆる事業活動に伴う廃棄物

動植物性残さ（生ごみ）

食品の食べ残し・売れ残り・調理残さなど

※食品製造業など特定の事業活動に伴う場合は、産業廃棄物になります。

※食品関連事業者は食品リサイクル法により発生抑制・減量化等に取り組む必要があります。

木くず

木製品・木製パレット・剪定枝など

※建設業（建物の建築や解体時にでるもの）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業・輸入木材の卸売業・貨物流通のためのパレットなどの、特定の事業活動に伴う場合は、産業廃棄物になります。

紙くず

紙・新聞・雑誌など

※建設業（建物の建築や解体時にでるもの）、パルプ製造業、製紙業、新聞業などの、特定の事業活動に伴う場合は、産業廃棄物になります。

繊維くず

断熱材・木綿・羊毛

※建設業（建物の建築や解体時にでるもの）、繊維工業などの、特定の事業活動に伴う場合は、産業廃棄物になります。

業種限定（特定の事業活動に伴う廃棄物）

神奈川県に許可された産業廃棄物処理事業者に委託

【問い合わせ先】

（社）神奈川県産業資源循環協会
〒231-0023 横浜市中区山下町1
シルクセンタービル2階
TEL 045-681-2989

一般廃棄物

事業系ごみのうち、産業廃棄物以外のもの。

可燃ごみ

草、落ち葉・使用済みのティッシュペーパー・再資源化できない紙

※分別を徹底し、再資源化できないもののみ、本市で許可を受けた一般廃棄物処理事業者に委託してください。

紙類

段ボール・新聞・雑誌・紙パック・コピー用紙・シュレッダーくず

※種類別に分別して、本市で許可を受けた一般廃棄物処理事業者か古紙再生事業者に委託してください。

大型ごみ

素材が木製の事務机や椅子など。

座間市が許可をした一般廃棄物処理事業者に委託

【問い合わせ先】

座間市 環境経済部 資源対策課 業務係
〒252-8566

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

TEL 046-252-7659

※ホームページで事業者一覧をご覧いただけます。

[トップページ](#)・[事業者の方へ](#)・[資源物・ごみ](#)・[事業系ごみの適正処理](#)

リサイクル

可能な限り再資源化に取り組みましょう。

【参考】市内にある再資源化等が可能な事業者

品目	事業者情報
古紙	(株)大久保 所在地：栗原 873-16 電話：046-206-4255
古紙	(株)山室 所在地：小松原 1-5-12 電話：046-257-1591
剪定枝 草・木	(株)リテック 所在地：小松原 1-12-17 電話：046-252-4511
食品	NPO 法人ワンエイド 所在地：相模が丘 4-42-20 電話：046-258-0002 ※未利用品に限ります。